社会保険料控除

年金だより

国民年金保険料は所得税法及び地方税法上、社会保険料控除の対象としてその年の課税所得から控除されますが、控除の対象となるのは、令和7年中(令和7年1月1日から令和7年12月31日)に納められた保険料の全額です(令和7年中に納められたものであれば、過去の年度分の保険料や追納された保険料も控除の対象となります)。



本年中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるためには、 年末調整や確定申告の際に、保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要と なります。

このため、日本年金機構から、次のスケジュールで「社会保険料(国民年金保険料) 控除証明書」を対象者宛てに発送されますので、お手元に届きましたら、大事に保 管し、年末調整や確定申告の際に使用してください。



発送時期	対象者
令和7年10月下旬から 11月上旬にかけて順次発送	令和7年1月1日から令和7年9月30日までの間に 国民年金保険料を納付された方
令和8年2月上旬	令和7年10月1日から令和7年12月31日までの間に 国民年金保険料を納付された方 (上記の対象者は除きます。)

なお、ご家族(配偶者やお子様等)の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合は、ご自身の国民年金保険料に加え、その保険料についても控除が受けられます。

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」に関する概要、よくあるご質問(Q & A)等については、日本年金機構のホームページに掲載される予定(令和7年10月上旬予定)ですので、ぜひご利用ください。 「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」に関するご相談については、次のダイヤルでもお受けしています。

ねんきん加入者ダイヤル

(ナビダイヤル) 0570-003-004 (東京) 03-6630-2525

〈受付時間〉

月~金曜日 午前8:30~午後7:00 第2土曜日 午前9:30~午後4:00

休日・祝日(第2土曜日を除く)、12月29日~1月3日はご利用いただけ

ません。



詳しくは、お近くの年金事務所または役場住民課住民係(35-2124)へお問い合わせください。

幌加内町は旭川年金事務所の管轄区域です。

住所:〒070-8505旭川市宮下通り2-1954-2 1日:0166-25-5606(自動音声案内)